

関係者 各位

令和 6年 5月 吉日

株式会社 名北
MEIHOKU 改良土センター
〒481-0041 北名古屋市九之坪笹塚165
TEL0568-24-3030 FAX0568-24-3033

改良土センターの利用方法について

平素より、MEIHOKU改良土センターをご利用頂きましてありがとうございます。
さて、**本施設は国のストックヤード運営事業者登録を済ませ6月1日より運営が開始**となります。
それに伴い、**利用通知書の一部変更、搬入搬出する際の受領書の交付が加わります。**
ご理解とご協力をお願いします。

[手続きの流れ]

①「利用通知書」の提出

別紙利用通知書に必要事項を記入し、MEIHOKU改良土センターにFAXしてください。
利用予定車の車検証も同時にFAX願います。
(利用通知書は、(株)名北ホームページよりダウンロードしてください)

②「現場カード」の郵送

利用通知書を受取次第、「現場カード」を発生土用と改良土用の各3枚ずつ郵送します。
(3車以上使用される時はセンターに来られた際、追加発行します)

③「車両カード」の発行

あらかじめ利用予定車の車検証を送っていただいた会社も
センターに空車でこられて登録した会社もセンターにて「車両カード」を発行します。

④計量方法

発生土か改良土の「現場カード」と「車両カード」を計量室に提出し、打ち出された伝票に
サインをします。伝票の控1枚と「現場カード」「車両カード」を持って退所して頂きます。

⑤受領書の交付

令和6年6月1日から国のストックヤード運営事業がスタートするに伴い
発生土の搬入・搬出には国様式に基づく受領書の交付を行います。

改正時期：2024年（令和6年） 6月 1日より

担当者：川喜田 貴之（改良土センター長）